

# 大館市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関する 条例

本市は、ノーマライゼーションの理念のもと、健康で、互いのつながりを大切に支え合う「健康福祉都市」の実現を目指している。市民が互いを理解し、地域で生活し、社会に参加するためには、障害の有無にかかわらず、互いの意思を伝え合う手段が必要である。

手話は、ろう者が互いの気持ちを理解するために大切に育んできたものであり、障害者基本法においては言語として明記されているものの、手話を言語ととらえる考え方や、手話を使って意思疎通ができる環境は未だ十分に広がっているとは言えず、手話言語を普及させるための施策に、より一層取り組んでいかなければならない。

また、障害者が生活を営む中で情報の取得や意思疎通を行うためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を適切に選択できる環境が重要、かつ、不可欠であることから、日常生活及び社会生活の様々な場面において障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保し、その利用を促進するための施策を進めていかなければならない。

私たちは、このような認識のもと、障害のある人もない人も、互いの違いを理解した上で、互いの人格と個性を尊重し、支え合う地域社会を実現するため、本条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策の基本事項を定め、これを推進することにより、障害のある人もない人も、互いを尊重し、支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害（以下この号において「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、文字の表示、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、触覚を使った意思疎通、コミュニケーション支援のための機器その他障害者が他者と意思疎通を図るための手段をいう。

(3) 市民 市内に居住する者及び市内に通学し、通勤し、又は一時的に滞在する者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、点訳者、音訳者その他障害者との意思疎通支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障害のある人もない人も、相互の違いを理解し、互いの人格と個性を尊重することを基本に行われなければならない。

2 障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、その選択して利用する機会の確保の重要性及び必要性を理解した上で行われなければならない。

3 手話に対する理解の促進と手話の普及は、手話が独自の言語であり、ろう者が大切に育んできたものであるとの認識のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び普及を図り、利用を促進するため必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の機会を確保し、障

害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとし、施策の推進のため、秋田県及び他の市町村との連携及び協働に努めるものとする。

(1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関すること。

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保及び利用する機会の拡大に関すること。

(3) コミュニケーション支援者の配置、派遣及び養成に関すること。

2 市は、前項各号に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(意見の聴取)

第8条 市は、障害者施策に関する協議会等において、この条例の施行状況について意見を聴くものとする。

2 市は、前条の推進方針に従い施策を実施するときは、障害者、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(学ぶ機会の提供)

第9条 市は、障害者及びコミュニケーション支援者と協力して、市民及び事業者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解を深める機会の提供に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 市は、学校教育の場において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に接する機会の提供その他の取組みを通じて、その理解の促進に努めるものとする。

(公の施設等における啓発)

第11条 市は、公の施設等において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について積極的な啓発に努め、理解の促進を図るものとする。

(情報の発信等)

第12条 市は、障害者が市政に関する情報を正確に得ることができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信及び情報提供に努めるものとする。

2 市は、災害時において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した災害情報の伝達及び意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の配置等)

第13条 市は、意思疎通支援を行うため、関係団体と協力して、コミュニケーション支援者の配置、派遣及び養成に努めるものとする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。